

## 住宅リフォーム助成事業 Q&A

### 《2：施工業者関連》

質問1：「市内施工業者」とは？

答え1：美祢市に本社又は本店所在地を有し、市内で1年以上継続して事業所を有する法人、及び、美祢市内に住所を有し、市内で1年以上継続して事業所を有する個人の建設業者（大工さんや個人経営の工務店など）です。

質問2：市内に支店や営業所があれば、本社又は本店が市外にあっても市内施工業者になりますか？

答え2：市内施工業者にはなりません。

市内施工業者の要件として、法人の場合は「本市に本社又は本店所在地を有する」こと、かつ「市内で1年以上継続して事業を営んでいる」ことが必要です。

この場合は本市に本社又は本店所在地を有していないことから、市内施工業者にはなりません。

質問3：市外に住所を有し、美祢市に事業所がある個人事業者は、市内施工業者になりますか？

答え3：市内施工業者にはなりません。

市内施工業者の要件としては、個人事業者の場合は「市内に住所を有する」ことが必要です。この場合は市内に住所を有していないことから、市内施工業者にはなりません。

質問4：美祢市に住所を有し、市外に事業所がある個人事業者は市内施工業者になりますか？

答え4：市内施工業者にはなりません。

個人事業者が市内施工業者になる要件は前項のとおりです。この場合は、市内で1年以上継続して事業を営んでいないことから、市内施工業者にはなりません。

質問5：市内施工業者で、市内において1年以上継続して事業を営んでいる確認方法は？

答え5：申請時における提出書類で確認しますが、確認できない場合は施工業者が法人であれば定款の写しを、個人事業主であれば住民票を添付していただくことで確認します。

質問6：美祢市指定の施工業者はありますか？また、紹介してもらえますか？

答え6：市では、施工業者の指定や紹介は行っていません。

質問7：市から無料リフォーム診断の委託を受けたという業者から電話がかかってきました。信用できますか？

答え7：市では、電話や訪問などによるリフォームや耐震診断などの委託や勧誘は一切行っていませんし、施工業者の指定や紹介も行っていません。